

白浜町総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白浜町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、会議の議長（以下「議長」という。）が会議場の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴の手續)

第3条 会議の傍聴希望者は、会議の開催当日に、所定の場所において、住所及び氏名を傍聴希望者受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴希望者数が受付時間の終了時において傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 次の者は、傍聴のために入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 凶器又は危険のおそれのある器物を携帯している者
- (3) ラジオ、無線機、写真機、録音機、映写機の類を携帯している者。ただし、第6条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき、議長の許可を得た者は除く。
- (4) 酒気を帯びていると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (4) 帽子、襟巻等を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 鉢巻き、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は旗類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の取扱い)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人への指示)

第7条 議長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人が、この要領の規定に違反し、又は会議の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議場へ入ることができない。

(非公開となった場合の傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への資料配布)

第10条 傍聴人には、会議次第その他議長が必要と認める資料を配布するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月25日から施行する。